

平成24年第6回(12月)みなかみ町議会定例会議録第2号

平成24年12月14日(金曜日)

議事日程 第2号

平成24年12月14日(金曜日)午前9時開議

- | | | |
|-------|-------------------|--|
| 日程第 1 | 請願第 4号 | オスプレイ配備の撤回を求める請願書について(9月定例会継続審査分) |
| 日程第 2 | 陳情第 3号 | 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書について |
| | 陳情第 4号 | 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書について |
| 日程第 3 | 議案第 87号 | みなかみ町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例について |
| | 議案第 88号 | みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 89号 | みなかみ町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 90号 | みなかみ町道路構造基準条例について |
| | 議案第 91号 | みなかみ町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例について |
| | 議案第 92号 | みなかみ町営住宅等整備基準条例について |
| | 議案第 93号 | みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 94号 | みなかみ町移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について |
| 日程第 5 | 議案第101号 | 平成24年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)について |
| | 議案第102号 | 平成24年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について |
| | 議案第103号 | 平成24年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について |
| | 議案第104号 | 平成24年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について |
| | 議案第105号 | 平成24年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)について |
| 日程第 6 | 閉会中の継続審査・調査申出について | |
| 日程第 7 | 字句等の整理委任について | |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17人)

1番	小林	洋	君	2番	内海	敏久	君
3番	中島	信義	君	4番	欠	員	
5番	阿部	賢一	君	6番	林	一彦	君
7番	山田	庄一	君	8番	河合	生博	君
9番	林	喜美雄	君	10番	原澤	良輝	君
11番	島崎	栄一	君	12番	高橋	市郎	君
13番	久保	秀雄	君	14番	小野	章一	君
15番	中村	正	君	16番	河合	幸雄	君
17番	鈴木	勲	君	18番	森下	直	君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 鈴木初夫 書記 本間 泉

説明のため出席した者

町長	岸 良昌	君	副町長	鬼頭 春二	君
教育長	牧野堯彦	君	総務課長	篠田 朗	君
総合政策課長	青木寿	君	税務課長	石坂 和利	君
会計課長	永井泰一	君	市民福祉課長	青柳健市	君
子育健康課長	関 章二	君	環境課長	須藤信保	君
上下水道課長	杉木清一	君	農政課長	高橋正次	君
観光商工課長	真庭敏	君	まちづくり交流課長	宮崎育雄	君
地域整備課長	増田伸之	君	教育課長	岡田宏一	君
水上支所長	中島直之	君			

開 会

議 長（森下 直君） 今期定例会は、昨日まで議案調査のため休会でしたが、休会中は、議員各位におかれましては、各常任委員会において委員会付託された請願・陳情等慎重審議を賜り、まことにご苦労さまでした。

本日で今期定例議会最終日となります、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございました。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議 長（森下 直君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおりであります。

議事日程第2号のとおり議事を進めます。

日程第1 請願第4号 オスプレイ配備の撤回を求める請願書（9月定例会継続審査分）

議 長（森下 直君） 日程第1、請願第4号、オスプレイ配備の撤回を求める請願書について（9月定例会継続審査分）を議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長鈴木勲君。

（総務文教常任委員長 鈴木 勲君登壇）

総務文教常任委員長（鈴木 勲君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました請願第4号、オスプレイ配備の撤回を求める請願について、この案件につきましては、9月の定例会の継続分であります。

委員は6人全員出席でございまして、説明者には副町長、教育長、総務、総合政策、税務、会計の各課長であります。

委員会における審査及び経過と結果を説明申し上げます。

委員から、沖縄県民の事情を察すると、請願の趣旨は理解できる。また、旬なものは旬なときに判断すべきである。なお、前回表現が間違っていましたが、修正され、「戦闘機」が「輸送機」に修正されております。また、日本の領土を米軍が自由に使うのはおかしい。オスプレイが何回も墜落しているので危ない。以上質疑討論を終わり、採決の結果、請願第4号、オスプレイ配備の撤回を求める請願については、全会一致で採択とすべきものと決定いたしました。

以上……

(「ちょっと委員長」の声あり)

総務文教常任委員長（鈴木 勲君） ああ、趣旨採択にすべきと決定いたしました。

もう一度申し上げます。全会一致で趣旨採択すべきと決定いたしました。

以上申し上げ、委員長報告といたします。

議 長（森下 直君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、請願第4号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（森下 直君） ありませんので、これにて請願第4号の質疑を終結いたします。

これより請願第4号について討論に入れます。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長（森下 直君） ありませんので、これにて請願第4号の討論を終結いたします。

請願第4号、オスプレイ配備の撤回を求める請願書について（9月定例会継続審査分）についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号、オスプレイ配備の撤回を求める請願書について（9月定例会継続審査分）は趣旨採択することに決定いたしました。

日程第2 陳情第3号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書について

陳情第4号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書について

議 長（森下 直君） 日程第2、陳情第3号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書について及び陳情第4号、介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書についてまで、以上2件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長林一彦君。

(厚生常任委員長 林 一彦君登壇)

厚生常任委員長（林 一彦君） 厚生常任委員長、林。

本委員会に付託されました陳情第3号、4号、2件を一括にて委員会における審査の経

過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第3号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書についてご報告申し上げます。

担当課の説明の後、質疑に入りました。現在、医師不足はどういう状況なのかの質問に対し、利根中央病院の関係で、利根沼田管内は医師不足が生じている。特に、小児科と精神科医が不足している。質疑が終結し、採択に入りました。今回の同様の内容で同じ団体、同じ代表名の陳情がことし3月議会で採択されており、議長名で総理大臣あてに意見書を提出した経緯がある。内容については賛成だが、意見書はもう提出してあるので、出す必要はないとの意見があり、採決の結果、本件は全会一致をもって意見書不提出での採択と決定いたしました。

次に、陳情第4号、介護職員待遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書についてご報告申し上げます。

担当課の説明の後、質疑に入りました。交付金対象職員を介護職員以外の職種にも拡大するというはどういうことかの質問に対し、事務職やそのほかの職種にも報酬が反映されると考えている。質疑が終結し、採決の結果、本件は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告といたします。

議長（森下直君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、陳情第3号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） ありませんので、これにて陳情第3号の質疑を終結いたします。

次に、陳情第4号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） ありませんので、これにて陳情第4号の質疑を終結いたします。

これより陳情第3号について討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） ありませんので、これにて陳情第3号の討論を終結いたします。

陳情第3号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書についてを採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。本陳情は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下直君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める

る陳情書については、採択とすることに決定しました。

これより陳情第4号について討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（森下直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（森下直君） ありませんので、これにて陳情第4号の討論を終結いたします。

陳情第4号、介護職員待遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書についてを採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。本陳情は、委員長の報告のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森下直君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号、介護職員待遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書については、採択とすることに決定しました。

日程第3 議案第87号 みなかみ町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例について

議案第88号 みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例について

議案第89号 みなかみ町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について

議長（森下直君） 日程第3、議案第87号、みなかみ町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例についてから議案第89号、みなかみ町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について、以上3件を一括議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長林一彦君。

(厚生常任委員長 林一彦君登壇)

厚生常任委員長（林一彦君） 本委員会に付託されました議案第87号から89号について、以上3件を一括にて委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第87号、みなかみ町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例について報告申し上げます。

担当課の説明の後、質疑に入りました。町の職員はこの資格を持っているかの質問に対し、職員の中には条例で定める資格に該当している。また、4月1日施行で支障はないかの質問に対し、うまくローテーションしてやっていける。質疑が終結し、採決の結果、本件は全会一致をもちまして原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号、みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

担当課の説明の後、質疑に入りました。この改正案は、現状に合致しているということなので、新たな設備改修等を行う必要はないのかの質問に対し、特に支障はないので、その基準を条例に入れるということである。また、支障がないように町長決裁の規則を作成することかの質問に対し、現在の規制を一部改正することである。質疑が終結し、採決の結果、本件は全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号 みなかみ町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例についてご報告申し上げます。

担当課の説明の後、質疑に入りました。3条2項1号で2年以上とあるが、簡易水道は1年以上と読みかえるのかの質問に対し、そのとおりである。質疑が終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ、委員長報告といたします。

議 長（森下 直君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第87号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第87号の質疑を終結いたします。

次に、議案第88号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第88号の質疑を終結いたします。

次に、議案第89号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第89号の質疑を終結いたします。

これより議案第87号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第87号の討論を終結いたします。

議案第87号、みなかみ町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号、みなかみ町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第88号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（森下直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（森下直君） ありませんので、これにて議案第88号の討論を終結いたします。

議案第88号、みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森下直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号、みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第89号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（森下直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（森下直君） ありませんので、これにて議案第89号の討論を終結いたします。

議案第89号、みなかみ町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森下直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号、みなかみ町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第90号 みなかみ町道路構造基準条例について

議案第91号 みなかみ町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例について

議案第92号 みなかみ町営住宅等整備基準条例について

議案第93号 みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第94号 みなかみ町移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について

議長（森下直君） 日程第4、議案第90号、みなかみ町道路構造基準条例についてから議案第94号、みなかみ町移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について、以上5件を一括議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

産業観光常任委員会委員長山田庄一君。

（産業観光常任委員長 山田庄一君登壇）

産業観光常任委員長（山田庄一君） それでは、本委員会に付託されました議案第90号、91号、92号、93号、94号について、委員会での審査の経過と結果について、順を追ってご報告申し上げます。

まず、議案第90号、みなかみ町道路構造基準条例について。

担当課長よりこの条例の必要性と県内他自治体の状況が説明され、群馬県と伊勢崎市が条例を制定済みであり、その他自治体については、12月議会ないしは3月議会で制定する予定との説明の後、質疑に入りました。委員から、小型道路の定義について質問があり、小型車道とは、通常、町にもある大型車両が進入できないような狭い道路を指すのではなく、都市部など普通道路整備の用地確保の困難な場所において、設計車両、車線、幅員、路肩など、小型道路の規定に準じて設計、設置される道路であり、通行が規制される道路とのことでした。また、時間によって規制される道路については含まれるのかとの質問には、小型道路として設計されたものと定義されてあるので、含まれないということでした。町を対象として言えば、道が狭くて進入できない道路はあるが、小型道路の規定に準じて設計された道路ではない。この町には対象とされる道路はないとの説明の後、以上質疑を打ち切り、討論はなく、採決に入り、議案第90号、みなかみ町道路構造基準条例については、全会一致をもって原案可決と決定しました。

次に、議案第91号、みなかみ町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例についてご報告いたします。

担当課より説明を受け、質疑に入りました。委員から、町が設置する標識と公安委員会が設置する標識の違いについて質問があり、町で設置できる標識は、案内標識、指示標識、補助標識であり、公安委員会が設置する標識は、警戒標識、規制標識である。また、国際化に伴い英語表記についての質問があり、この条例は標識の大きさや字体を規定しているものであり、英語表記にすることは可能であるとのことでした。さらに、本会議においても質問があったさびて見にくくなった標識や老朽化した支柱の対応については、時期を見て調査をして、状況の悪い箇所から順次整備していく方針が示されました。以上、質疑を打ち切り、討論はなく、採決に入り、議案第91号、みなかみ町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例については、全会一致をもって原案可決と決定いたしました。

続きまして、議案第92号、みなかみ町営住宅等整備基準条例についてをご報告します。

担当課の説明後、質疑に入り、質問は2点ありました。1点目に、この基準ができた年数の時期について、2点目として、第10条に規定しているような台所や浴室を共同利用している町営住宅はあるのかに対し、それぞれ昭和26年に制定され、その後一部改正が行われていることや、共同利用の町営住宅については、町内には該当する町営住宅はない

との説明でした。なお、補足として、入居基準であるが、高日向住宅、鹿野沢住宅、大穴住宅、藤原住宅については、ひとり世帯でも入れるというような特殊なことは町として独自に設けているとの丁寧な説明の後、以上で質疑を打ち切り、討論はなく、採決の結果、議案第92号、みなかみ町営住宅等整備基準条例については、全会一致で原案可決と決定しました。

次に、議案第93号、みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例についてのご報告ですが、担当課より説明を受けた後、質疑に入りました。委員から、住宅団地の中に公園を設置した場合は、この条例で適用するのかという質問に対し、住宅団地内に公園を設けたとき、それを都市公園化する場合の基準であり、広場としてつくれば適用はしないとの説明があり、以上質疑を打ち切り、討論はなく、採決の結果、議案第93号、みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例については、全会一致で原案可決と決定しました。

最後に、議案第94号、みなかみ町移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例についてをご報告申し上げます。

担当課の説明の後、質疑に入り、委員から、都市公園や特定公園内に構造物をつくる場合に、バリアフリー化していくという考え方でいいのかに対し、今すぐ町として特段のものを設置するということではなく、今後整備する中でバリアフリー化していくとの説明があり、もう一点、公園内に使用制限をしている看板などが見受けられるが、根拠はあるのかという質問には、管理規定の中で規定しているところが多いとの説明があり、以上質疑を打ち切り、討論はなく、採決の結果、議案第94号、みなかみ町移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例については、全会一致で原案可決と決定しました。

以上、本委員会に付託されました議案第90号から94号についての委員長報告とします。

議長（森下直君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第90号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） ありませんので、これにて議案第90号の質疑を終結いたします。

次に、議案第91号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） ありませんので、これにて議案第91号の質疑を終結いたします。

次に、議案第92号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） ありませんので、これにて議案第92号の質疑を終結いたします。

次に、議案第93号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） ありませんので、これにて議案第93号の質疑を終結いたします。

次に、議案第94号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） ありませんので、これにて議案第94号の質疑を終結いたします。

これより議案第90号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決とすべきものであります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） ありませんので、これにて議案第90号の討論を終結いたします。

議案第90号、みなかみ町道路構造基準条例についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号、みなかみ町道路構造基準条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第91号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案に可決するものであります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） ありませんので、これにて議案第91号の討論を終結いたします。

議案第91号、みなかみ町道に設ける道路標識の寸法を定める条例について採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号、みなかみ町道に設ける道路標識の寸法を定める条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第92号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決するものであります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） ありませんので、これにて議案第92号の討論を終結いたします。

議案第92号、みなかみ町営住宅等整備基準条例についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案を可決すべきものであります。委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森下直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号、みなかみ町営住宅等整備基準条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第93号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決するものであります。まず、原案に対する反対討論を許します。

(「なし」の声あり)

議長（森下直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（森下直君） ありませんので、これにて議案第93号の討論を終結いたします。

議案第93号、みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決するものであります。委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森下直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号、みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第94号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決するものであります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（森下直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（森下直君） ありませんので、これにて議案第94号の討論を終結いたします。

議案第94号、みなかみ町移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森下直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号、みなかみ町移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第101号 平成24年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）について
議案第102号 平成24年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第103号 平成24年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
議案第104号 平成24年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第105号 平成24年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）について

議長（森下直君） 日程第5、議案第101号、平成24年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）についてから議案第105号、平成24年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、以上5件を……

（「議長、ちょっと暫時休憩願います」の声あり）

議長（森下直君） 暫時休憩。

（9時34分 休憩）

※休憩中に指定管理施設について当局よりの説明を求めた。

（9時37分 再開）

議長（森下直君） それでは、再開をいたします。

議長（森下直君） 本案については、既に提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

議案第101号について、質疑はありませんか。

14番小野章一君。

14番（小野章一君） ページは29ページです。農林水産費、農業振興費であります。ただいま久保議員のほうから、休憩の中で少し話に触れたかと思いますけれども、その内容でござります。

水紀行館の管理運営費ということであります。修繕費についてでありますけれども、水紀行館については、毎年、事業報告にもあるように、指定管理の経営努力によりまして黒字を続けております。

今回、補正予算の計上141万7,000円につきましては、指定管理の契約時の仕様書による修繕費の発生ということの中で、一定金額を超えたものとの協議によるものと解釈されるわけでありますけれども、先ほど申しましたように、経営は毎年黒字であります。その場合、指定管理者そのものの中で地域に還元されようとしているようでありますけれども、今回の場合においては、費用の分担について、話し合いにより、これらの修繕費を費用分担、費用が別々でなくとも、これら修繕費に充てられてもいいのではないかというところをどのような形で協議をされたかお聞きしたいと思います。

議長（森下直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 具体的な数字の中身についてはご説明したことと思いますし、必要があれば、追加、補足で答弁させますが、考え方でございます。指定管理に出している施設は町の財産でございます。町の財産を指定管理を受けている、管理をしろと言われている人が、金があるからといって、勝手に直していいか。これについては、施設がだれのものかという視点から、違うと思います。

このことについて、だれが責任を持って修繕するなり、あるいは新たな設備にしていくか。これについては、指定管理の規定の中で、一定額以下については通常の維持管理、それ以上のものについては施設の改築改善といったような位置づけで、差をつけております。したがいまして、指定管理者が、自分が金があるからといって、町の財産を勝手に造作するといったようなことは好ましくないという視点から、このたびの問題につきましても、計上すべきは計上し、採算の中で地域に貢献していただく。先ほど、あるいは当初ご説明し、先ほどもご指摘あった方向でやっております。したがいまして、一定額以上、これについては、施設ごとに差がありますけれども、統一化していきたいと考えているところでございますし、その統一された数字以下については通常の維持管理、それ以上については設備の改築ということで、明確に線を引いて取り扱っていきたいということで、今回の提案になっているところでございます。

議長（森下 直君） 14番小野章一君。

14番（小野章一君） 今、町長の言われることは理解できるわけでありますけれども、先ほども、また繰り返しますけれども、こういった黒字は、その地域のために還元する、役立ててほしいということで、言葉となっておると思います。について、50万円を超えるものについて、それぞれ当局と協議をしながら、町の財産でありますから、維持のために使うということでありますけれども、1つの考え方として、そういったところを協議に含めてもよいのではないかということの提案でございます。

議長（森下 直君） 町長、答弁お願いします。

町長（岸 良昌君） そういう視点もご提案、確かにあると思います。検討はいたしますが、先ほどお答えしたのは、この間の検討の結果でございまして、そしてまた、今ご指摘ありましたように、施設の大小によって通常の維持管理の限度が差が出ています。これについては、本来そろえるべきだろうというふうに思っています。

今のご提案、再度検討させていただきますが、基本的に町の施設をどういうふうに造作するかという問題に触れてくると思いますので、検討、あるいは他の事例、よその市町村、あるいは県等々の事例を再度勉強しまして、お答えしたいと思っております。

議長（森下 直君） 14番小野章一君。

14番（小野章一君） すみません、この件は終わりまして、同じ農業振興費でありますけれども、中山間地域の直接支払い事業ということでお伺いします。

ここに85万4,000円計上でございます。この事業につきましては、5年間の協定を1期といたしまして、現在、3期目に入っております。この3期目も、今、3年がたつわけでありますけれども、つまり1期が5年ということの協定の中で、こういった直接支払いの補正が発生するのはどういうことかなということをお伺いいたします。

議長（森下直君） 農政課長。

（農政課長 高橋正次君登壇）

農政課長（高橋正次君） お答え申し上げます。

今回の補正につきまして、現在、36地区ということで協定を結ばせていただいている
すけれども、これが1地区ふえまして、37地区ということで、1地区分、85万4,000円を計上させていただきました。

以上です。

議長（森下直君） 14番……

（「4回目です」の声あり）

議長（森下直君） これは4回目ですけれども……

14番（小野章一君） 理解できます。

議長（森下直君） いいですか。

14番（小野章一君） はい、いいです。

議長（森下直君） ほかにありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 5ページの債務負担行為と6ページの地方債なんですけれども、土地開発公社に5,000万円の債務負担行為ということで、増額されているんですけれども、これはどういう内容なのかということと、地方債のほうの福祉医療普及事業7,500万円ですけれども、5,000万円の財源振替という扱いをしているんですけれども、これの内容についてお願いしたいと思います。

議長（森下直君） 地域整備課長。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） お答えいたします。

町道悪戸矢瀬線の道路用地の代替用地が今回必要となったために、土地開発公社に先行取得をさせていただくため、負担行為を増額で2,000万円行わさせていただきたいと思います。

議長（森下直君） あと1件は総合政策課長。

（総合政策課長 青木寿君登壇）

総合政策課長（青木寿君） お答えいたします。

福祉医療費支給事業の5,000万円の件だと思いますが、ページで言いますと、23ページをごらんいただきますと、財源の振りかえということでなっております。この5,000万円の追加につきましては、一般財源を過疎債に振りかえたということでございます。

以上です。

議長（森下直君） ほかにございませんか。

11番島崎栄一君。

11番（島崎栄一君） 水紀行館の補修費ですか、修繕費141万円に関することなんですけれども、指定管理者、指定管理している団体が、50万円以下ですか、50万円以下の補修について

ては自分たちでやると。それを超えるものは町が補修するというルールのようですがれども、今回、町が直すということで、140万円のっていますけれども、水紀行館が自分たちで直した工事というのは今までどのくらいあるんですか。

議長（森下直君） 農政課長。

（農政課長 高橋正次君登壇）

農政課長（高橋正次君） 大変申しわけございません。詳細については、今のところ手元にございません。申しわけございません。

議長（森下直君） 11番島崎栄一君。

11番（島崎栄一君） 指定管理を受けて、事業を運営している団体のほうの気持ちで考えれば、20万円とか30万円の補修は自分でしなければいけないと。ただ、50万円を超えたものは町がお金を出してくれるということになれば、30万円ぐらいの補修はしないで、何かまとめて、または何かいろいろ考えて、50万円以上に補修がなるようにして、町にやってもらったほうが得です。ですから、町というのは、町民のお金を預かって運営しているんですけども、町のほうから言えば、そんな無理に50万円以上にしてもらっては困るわけで、できれば20万円で済むものはそっちでやってくれということで、なるべくそちらの団体にやってもらうほうが町民のためににはなると思います。

そういう中で、今、50万円以下で直したのはあるかということで聞いたところ、把握していないということなんですねけれども、この141万円についても、別々に振り分けて、50万円以下で工事してくれればいいんじゃないのというような交渉をちゃんとしているんですか。

議長（森下直君） 町長。

町長（岸良昌君） 先ほどからお答えしていますように、施設の改修改善と通常の維持管理の中でやらなければいけないこと、連続しておりますけれども、性格は違います。そのことを水紀行館の場合は50万円という線を引いているというふうに先ほどからお答えしています。統一しなければいかんだろうと。施設の大小によって運営規模が違いますから、50万円のところもあれば、20万円のところもあるという線を引いています。これは現況です。ですから、今申し上げたように、施設の改修なのか、通常の運営上出てくる維持管理なのか、ここの線引きという論理であれば、同額であるはずだということから、先ほどお答えしているとおりです。

したがいまして、通常の維持管理を3年間ほうっておいて、50万円にしてから町にやってもらう、これは論旨が違うと思います。金の足し算だけで話をするというのは違うんだろうというふうに思っています。

したがって、先ほど通常の維持管理で、それぞれの年度に幾ら使っているか、手元に資料がないというのは、運営上やってきているからであります。このことについて、資料については、取り寄せて整理させます。

今、お話をありましたように、それが積もり積もれば、施設の改修改善という位置づけになってしまふだろうと、このご指摘も正しいと思います。ただし、善良な指定管理者として受託してやっている中で、細々とした補修、これは当然やっているものです。つまり、

指定管理者として、若干の壊れたもの、直していく、通常の維持管理の範囲だと。つまり、それをやってない業者というのは、受託者というのは、適切な指定管理の維持管理をしてないということですから、そちらのほうから当然チェックされるはずです。

以上です。

議 長（森下 直君） 農政課長、今 の 関連答弁。

（農政課長 高橋正次君登壇）

農政課長（高橋正次君） 今の関連で、今回の補修につきましては、設置者とする町が、1点、2点ございます。1つが、高圧電気を引き込んでおります。その開閉器、これが壊れてということで、漏電等起こしますと、近くの三相を利用している所に、迷惑がかかると。町の施設でありますので、町が原因者となること等で、これを直したいというのが1点。

それと、経年劣化ということで、放送設備が、非常用の放送設備、避難誘導等の設備が壊れているということで、これについても、当初から町が設置したものでございますので、それについては修繕を町のほうでしたいということでございます。

以上です。

議 長（森下 直君） 11番島崎君。

11番（島崎栄一君） 当然、指定管理団体のほうは、町にやってもらえば楽ですから、50万円以上の補修ということでお願いしてくる場合があると。だけれども、町ではそれをちゃんとチェックして、これは50万円以下、そちらでやるべき補修だということを、そういう交渉をちゃんとやっているんですか。

議 長（森下 直君） 農政課長。

（農政課長 高橋正次君登壇）

農政課長（高橋正次君） 指定管理につきましては、年度協定で、そのたびに協議をしながら決めているというふうな経緯の中で、協議をしてやっております。

以上です。

議 長（森下 直君） ほかにございませんか。

12番高橋市郎君。

12番（高橋市郎君） 土木費について質問させていただきます。ページは37ページなんですけれども、橋梁維持費の長寿命化業務委託料300万円、どのくらいの対象の橋梁があるのか。耐用年数がある程度来ているものに対して調査をするのか、そうでなくて全体をやるのかという話。

また、トンネルの崩落、高速道路のあのトンネルのあの崩落の事故以来、いろいろな公共の道路またはトンネル、橋梁について、非常にニュース等で取り上げられております。本来、前回の産観の委員会のときに、トンネルの説明はあったんですけども、橋梁の話、聞けばよかったなと思って、ちょっと落としてしまって申しわけないんですけども、この場でその辺をご説明いただければありがたいなと思うんですけども、よろしくお願ひいたします。

議 長（森下 直君） 地域整備課長、答弁。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） お答えいたします。

今回のこの補正の300万円の関係でございますが、来年度より、橋梁の長寿命化計画に基づきまして、社会資本整備総合交付金事業、補助事業により橋梁の修繕工事を実施していくわけですけれども、県から指導がありまして、橋梁の補修を実施する際に、建設当時の道路橋示方書を現在の基準に適合するか耐荷力の調査を行うよう指導がございました。これについての、橋梁は1橋でございます。その補修設計業務の委託を計上させていただいております。

先ほどの橋梁の話ですが、15メートル以上の橋梁が96橋ございます。そのほかの橋梁については、数字的なものは定かではありませんが、300数十橋かございまして、96橋については、順次修繕計画に基づいて修繕をしていきたいと考えております。

先日のトンネルの事故以来、町が管理しているトンネルは、三峰トンネルを含め、現在、5つあり、そのほか、県の指導で、ボックスカルバート、それとスノーケット等の点検も行うよう指導が来ていますので、これらについても、今後調査をしていきたいと考えております。

以上申し上げさせていただきます。

議 長（森下 直君） ほかにありませんか。

5 番阿部賢一君。

5 番（阿部賢一君） ページ数、43ページでお願いします。社会施設設備費で、月夜野郷土歴史資料館のプリンターなんですけれども、これ、あそこになぜプリンターが必要なのかという理由と、プリンターの24万9,000円というと、かなり何か普通一般的に高いような気がするんですけども、どのような機種なのか。台数が1基なのか2基なのかを含めて説明をお願いします。

議 長（森下 直君） 教育課長。

（教育課長 岡田宏一君登壇）

教育課長（岡田宏一君） お答えします。

資料館のプリンターなんですが、資料館で説明文を作成するために、大型のプリンターを購入させていただきたいということで、ここに計上させていただきました。1台大型のプリンターで、A1サイズですとか、ポスターぐらいとか、いろいろな看板が印刷できるプリンターを1台購入させてもらいたいという予算になってます。よろしくお願ひします。

議 長（森下 直君） ほかにございませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 41ページと45ページなんですけれども、利根商の交付金が2,700万円減額をされています。児童数の関係での調整みたいなのかなというふうな気もするんですけども、利根商については、県立化をしないでほしいとかという形で、沼田の商工会議所からも陳情みたいなのが出ていたんですけども、利根商どうこう、魅力化ですかね、することについての町のほうの考えみたいなのは、検討の状況みたいのがあると、関連して教えてもらえればということと、それから45ページの総合地域スポーツクラブ活動支

援金というのが減額になってしまっているんですけれども、歳入のほうも減額されていますけれども、総合スポーツクラブの活動ということに対する見解みたいのを教えていただければと思います。

議長（森下直君） 町長。

町長（岸良昌君） 減額理由については、生徒数が減っていることによる交付金の減ということだと思います。

そしてまた、ご質問のありました魅力化でございます。魅力をどうするかということについては、いわゆる学校、つまり校長以下の教員の先生方が、授業内容、あるいはその他の魅力づけについて検討会も開いておりますし、そのことについて、予算措置する必要があれば、またこれは学校組合のほうで予算措置をするということです。

1つだけ私、承知しておりますのは、通学しやすいようにスクールバスを出してくれという話があったんですが、それについては、基本的に高校の対応とは違うだろうということで、それは町がというよりも、当然のことながら学校組合のほうで、いわゆる学校からの提案の魅力化ではあるけれども、適切ではないだろうというようなことはやったことがあります。

いずれにしても、組合側と学校側と、学校提案を受けながら、魅力化については種々検討しているところです。

議長（森下直君） 教育課長。

（教育課長 岡田宏一君登壇）

教育課長（岡田宏一君） お答えします。

45ページの総合型地域スポーツクラブの活動支援金の減額なんですが、これはスポーツ振興くじの助成制度に応募申請しまして、それが採択にならなかつたので、収入、支出ともに減額をさせてもらう補正予算になっております。

それと、総合型地域スポーツクラブとは、いつでも、どこでも、だれもが日常の中で継続してスポーツを行うことができる環境を地域の人たち一人一人がつくり上げるクラブということで行っているクラブです。町として、今、月夜野にこのクラブが設立されているので、町としても、振興するような形で考えさせていたいだてております。

以上です。

議長（森下直君） ほかに。

6番林一彦君。

6番（林一彦君） 44ページ、教育費の中の文化財保護費で、県指定文化財ということで、これ、猿ヶ京の関所の塙の修繕の費用9万2,000円だと思うんですけれども、塙が旅館の、橋場旅館さんのはうにかなり傾いていて、危険だということで上げたものと理解しておりますけれども、これ、9万2,000円でどのような工事なのかということをちょっと教えていただきたいと思います。

議長（森下直君） 教育課長、答弁お願いします。

（教育課長 岡田宏一君登壇）

教育課長（岡田宏一君） お答えします。

文化財保存事業費の補助金は、ご質問のとおり、猿ヶ京の関所の塀が大分斜めになつてるので、それを修繕するものです。全部の工事費としまして61万3,410円を見積もらせてもらっています。そのうち県で70%、町で15%、本人負担が15%という形で見積もらせてもらって、町の負担する15%分が9万2,000円ということで計上させていただきました。

以上です。

議長（森下直君） 6番林一彦君。

6番（林一彦君） ありがとうございます。

料金体制のほうがわかりましたけれども、どういった工事になるのかという詳細についてはわかりますか。

議長（森下直君） 教育課長、答弁。

（教育課長 岡田宏一君登壇）

教育課長（岡田宏一君） お答えします。

今の道路側に倒れかけているものを、もとに戻す工事をする予定になっています。

以上です。

議長（森下直君） それで……

6番（林一彦君） また後で聞きに行きます。

議長（森下直君） ほかにありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） ページ、47ページなんですかけれども、繰上償還金が元金で3億4,000万円計上されているんですけれども、これの内訳いいですか。概要。

議長（森下直君） 総合政策課長、答弁。

（総合政策課長 青木寿君登壇）

総合政策課長（青木寿君） お答えいたします。

今回の繰上償還につきましては、全額県資金の繰り上げでございます。平成11年から平成17年度まで借り入れした14本分でございます。

県資金につきましては、ご存じのとおり、交付税算入ございませんので、100%全額返還しなくてはならないという、そういう起債でございますので、町の財政的なものを考えまして、県資金の返済に充てるということで、今回の補正予算のお願いになったわけです。よろしくお願ひします。

議長（森下直君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） ないようですので、これにて議案第101号の質疑を終結いたします。

これより議案第101号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第101号の討論を終結いたします。

議案第101号、平成24年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号、平成24年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

議 長（森下 直君） 暫時休憩をいたします。10分間の休憩いたし、20分から開催いたします。

（10時05分 休憩）

（10時20分 再開）

議 長（森下 直君） 再開をいたします。

議 長（森下 直君） 次に、議案第102号について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第102号の質疑を終結いたします。

これより議案第102号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第102号の討論を終結いたします。

議案第102号、平成24年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号、平成24年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第103号の質疑を終結をいたします。

これより議案第103号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第103号の討論を終結をいたします。

議案第103号、平成24年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号、平成24年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号について、質疑はありますか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 5ページなんですけれども、特環の400万円の事業の内訳と、それから月夜野の公共単独の400万円の減額の内容をちょっと教えてください。

議 長（森下 直君） 上下水道課長。

（上下水道課長 杉木清一君登壇）

上下水道課長（杉木清一君） お答えいたします。

まず、400万円の公共の工事の400万円の減額なんですけれども、これにつきましては、後閑の前の老人福祉センターの付近で住宅造成を行う予定があるというようなことで、そこまでの管路の布設工事を行う予定で予算を計上しておりましたけれども、今年度確認したところ、今年度はその工事はやらないことが確実になりましたので、今回、その400万円を減額させていただくことになりました。

それから、特環の工事費の400万円の増額なんですけれども、これにつきましては、須川地内に1軒、区域内なんですけれども、認可区域内に1軒、家屋を新築を今年度中にしたいと。それで、今年度中にするので、どうしても下水道を引いていただきたいというお話がありまして、今回、須川地内の管路布設工事ということで、400万円の増額補正をさせていただきました。

以上です。

議 長（森下 直君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第104号の質疑を終結いたします。

これより議案第104号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第104号の討論を終結いたします。

議案第104号、平成24年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森下直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第104号、平成24年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号について、質疑はありますか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 3ページと4ページなんですけれども、予算書と、それから実行計画で同じような項目が出てるんですけども、給水の収益が500万円増加というふうな形で補正されているんですけども、この理由というのと、それから4ページのほうで、川上地区に配水池を新設するというふうなことになっているんですけども、これの工事の概要を教えてください。

議長（森下直君） 上下水道課長。

(上下水道課長 杉木清一君登壇)

上下水道課長（杉木清一君） お答えいたします。

まず、収益的収入の500万円の増額なんですけれども、今年度当初予算で、収入見込みなんですけれども、当初は震災の影響、それからDCキャンペーン等が終了したということで、少し収入等も減るのではないかということで、少し少な目に見ていましたけれども、この夏、猛暑等がありまして、水の需要が多かったために、収入見込みがふえそうありますので、500万円の増額をさせていただきました。

それから、資本的支出の施設改良工事の川上の関係なんですけれども、川上に愛宕山というところに配水池を新設するんですけども、そこが地盤が非常に悪くて、水槽をそのまま基礎をやって設置した場合、ちょっと傾いてしまうようなことがあるというようなことだもんですから、地盤改良費としまして計上させていただきました。

以上です。

議長（森下直君） ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（森下直君） ありませんので、これにて議案第105号の質疑を終結いたします。

これより議案第105号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（森下直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（森下直君） ありませんので、これにて議案第105号の討論を終結いたします。

議案第105号、平成24年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森下直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第105号、平成24年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第6 閉会中の継続審査・調査申出について

議長（森下直君） 日程第6、閉会中の継続審査・調査申出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、目下各委員会において審査・調査中の事件につき、会期規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下直君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり閉会中の継続審査・調査に付することに決定をいたしました。

日程第7 字句等の整理委任について

議長（森下直君） 日程第7、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下直君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決定しました。

議長（森下直君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

町長閉会あいさつ

議長（森下直君） 閉会に当たり、町長よりあいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君）閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は、12月5日の開会以来本日に至るまで、10日にわたり開催されてまいりました。議員各位には、ご提案申し上げました各議案に対しまして慎重審議の上、ご決定いただきましたことに厚く感謝申し上げます。

先週末に厳しい寒波が来襲し、町内にも強い降雪があり、藤原地区においては、1メートルを超えるという平年に比べて早い時期から大変多い降雪量となっております。今月初めには除雪体制を既に整備していたこともありまして、大きな交通支障は生じておりません。これからも適切な除雪に努めてまいります。

当然ながら、地区や地域により降雪量に差がありますが、これも地域ごとの個性であり、また資源とも言えると思います。町内の各スキー場では、順次営業開始に向けての準備が進んでおり、年末を迎える前に十分な降雪があったことで、年末年始には多くのスキーヤーが訪れてくれるものと期待が高まっておるところでございます。

さて、今月4日に衆議院議員総選挙が公示されました。投票日まであと1日となりました。議員各位におかれましても、この間、議会会期中とはいいながら、それぞれのお立場や政策への期待から、各般にわたり何かとお忙しかったこととご推察申し上げます。

報道されているところによりますと、自民党の衆議院における比較第一党が予想されるとのことであり、政権構造の変更が言われております。選挙期間中の各党の政策主張を概観しておりますと、人口集中地域への配慮や都市政策に重点が置かれるよう見受けました。しかし、いわゆる都市部以外にも配慮した国政の方向が打ち出されるということを強く望んでいるところであります。

いずれにしても、我が国の置かれている経済構造、社会構造両面にわたる厳しい状況のもとで、超高齢社会における活力ある社会の構築という難しい政策の展開や、将来の発展に向けての確かな方向づけを期待するところであります。

総選挙に向けての新聞各紙で多くの論評がありました。そのうちの一つで、日本総合研究所の田中理事長の考察が目にとまりました。それは、過去6年に6人の首相を生み、各首相が1年で政権を返上した事実が日本の内政及び外交の著しい停滞の原因となった。そして、その最大の理由は、政治指導者が世論迎合的に行動し、具体的政策を確かな戦略を持って実現するというプロフェッショナルな統治ができなかつたことに尽きたと述べていました。厳しい状況下で、政治が向かわなければならないのは、現実主義に基づき、政策を着実に実行していくプロフェッショナルな統治をする覚悟だと言いました。

この大衆迎合的でなく、具体的政策を確かな戦略を持って実現するというプロフェッショナルな行政展開ということについては、基礎自治体にあっても必須の基本的スタンスであって、心して追求していかなければならぬと改めて覚悟を固めたところであります。この点につきましても、議員各位のご意見、ご理解、ご協力をお願いするところでございます。

さて、放射性物質の拡散に伴う重点調査地域の指定の解除に向け、ここ半年間、環境省と協議を進めてきたところですが、12月4日付で環境大臣より解除についての町の意向の確認がありました。翌日5日には、重点調査地区の解除に同意する旨回答したところで

あります。100余りの市町村が指定されている中で、全国初の解除となることから、環境省も慎重な検討を行っている様子です。近々環境大臣の指定解除の決定が行われるものと期待するところであります。

みなかみ町の放射線量についての安全宣言ともなることから、中間段階であります。この間、テレビ、新聞等のメディアを活用して、みなかみ町の指定解除が間近である旨の情報発信に努めてきたところであります。

いよいよ年の瀬となりました。年末年始には議員各位の活動も多忙をきわめることと推察申し上げます。本議会でもご審議いただき、決定しました施策の方向、あるいは審議の中でご提案いただいた施策、これらのことについて、さまざまな機会に町民の皆様にお伝えいただければありがたいと思います。

私は、明後日より県のインバウンド推進事業である台湾ビジットキャンペーンのために群馬県知事が訪台いたしますが、それに同行させていただきます。また、同時に、みなかみ町が独自で組織した観光協会、商工会の会員による観光誘致活動を群馬県と連携して実施いたします。そして、その機会に、この間、みなかみ町議会の皆様方が積極的に進めてきてくださった台湾からの誘客事業の仕上げとして、連携先機関の確認のため、何人かの議員にもお出かけいただきます。

それ以外にも、休会中にありますように、いつもどおり議長並びに議員の方々の多くの議会活動が計画されております。今後の議員各位のご活躍をお願いするところでございます。

本年も残すところ2週間余りで暮れようとしております。寒さも一段と厳しさを増す中、皆様にはどうかご自愛の上、ご家族ともどもよき新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長閉会あいさつ

議 長（森下 直君）　閉会に当たり、私からも一言あいさつをさせていただきます。

ことしも残り少なくなる中で、12月定例会が10日間の会期をもって本日閉会となります。

ことしを振り返ってみると、猛暑に見舞われた夏、熱帯地方並みの猛烈な雨、短かった秋、そして12月9日未明からの大雪、この冬の降雪はどうなるのか。みなかみ町が観光の町として生きていくには、天候に大きく左右されると思います。雨も雪も降らなければ困ります。適度な降雨と適度な降雪があることがこの町の観光に大きな条件となります。アウトドアスポーツも旅館も、すべてこの中で動いています。大きな災害が起これば、危険な観光地はお客様は来ません。安心して観光を楽しんでもらえるよう、防災面も視野に入れた観光地づくりを目指していく必要があると考えます。議会としても、さらなる観光地づくりに全力で取り組み、町民とともに努力をしていきたいと考えています。

次に、衆議院議員選挙が12月4日告示され、16日投開票されます。まさに選挙最終盤となりました。どうか日本経済が回復をし、国民が暮らしやすい政策実行できる政党

がこの国の政治を担っていただきたいと願うところであります。

さて、今期定例会に予定されました案件のすべてを議了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。会期中は終始熱心なご審議を賜りまして、議員各位や当局の皆様には大変なご協力をいただきましたことに対し心より深くお礼を申し上げます。

閉　　会

議　長（森下　直君）　これにて、みなかみ町議会第6回（12月）定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

（10時42分　閉会）